
第1回 路外駐車場の換気基準に関する検討委員会 議事要旨

開催日時：2015年7月27日（月） 15:00～16:30

開催場所：中央合同庁舎第3号館11階 国土交通省都市局第2会議室

【委員からの主なご意見】

- ・ 現行基準制定時の理論（特に自然換気の各種係数）についても検証が必要である。
- ・ 自動車から排出される物質の状態は必ずしも気体ではないため、「指標気体」ではなく「指標物質」とすべきである。また、「許容濃度」という表現は普遍的、医学的な意味合いが強くなるため、駐車場を対象とするなら、「基準濃度」という表現が適切である。
- ・ 指標物質の選定にあたっては、排出ガスにCO、NO_x、SO_x等の物質がどの程度含まれており、一定時間における排出量に対し何m³の空気量で希釈すれば基準濃度以下になるのかを比較し、その上で一番危険側にある物質がCOであるという論理的な説明が必要である。
- ・ 基準濃度を瞬時値で考えるのか平均値で考えるのか、医学的な立場からの検討も必要である。
- ・ PMは、人体への影響とは別に前方視認性への影響があるが、駐車場の場合それほど問題にならないと考えられる。
- ・ CO濃度センサーの設置や用途別等の運用方法によって基準を規定する方法もあるが、路外駐車場の設置の届出（駐車場法第12条）において、一度届出を受理した後、個々の駐車場の運用状況を継続的に確認していくことは、自治体事務として現実的に困難である。

以 上